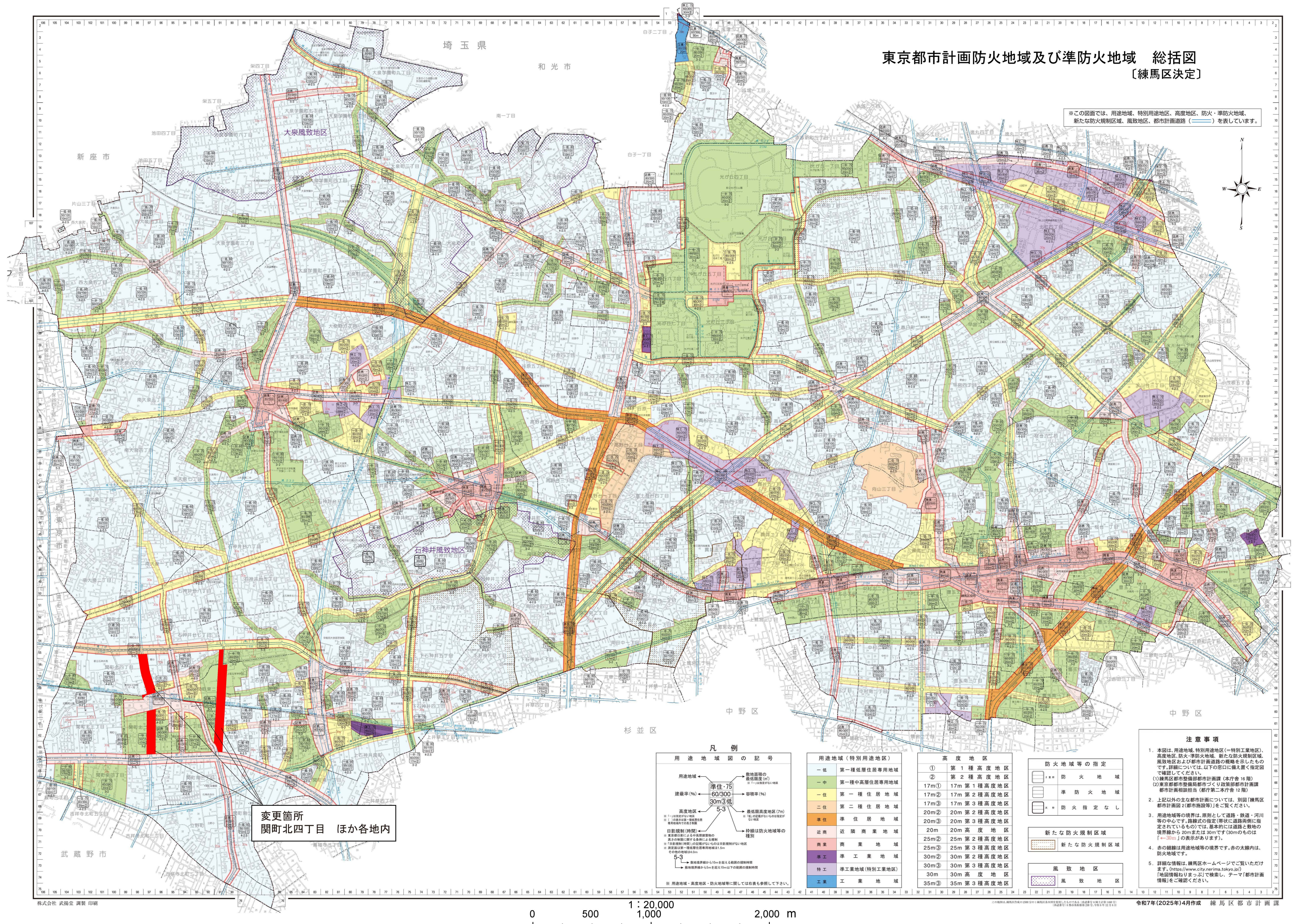




東京都計画防火地域及び準防火地域 総括図
〔練馬区決定〕

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路（）を表しています。



変更箇所
関町北四丁目 ほか各地内

凡 例

用途地域図の記号

用途地域 → 用途地域の最低高度 (m)
建築率 (%) → 容積率 (%)
高度地区 → 最低高度地区 (7m)
日照規制 (時間) → 日照規制の時間
※ 1: 日照規制の時間
※ 2: 日照規制の時間
※ 3: 日照規制の時間
※ 4: 日照規制の時間
※ 5: 日照規制の時間
※ 6: 日照規制の時間
※ 7: 日照規制の時間
※ 8: 日照規制の時間
※ 9: 日照規制の時間
※ 10: 日照規制の時間
※ 11: 日照規制の時間
※ 12: 日照規制の時間
※ 13: 日照規制の時間
※ 14: 日照規制の時間
※ 15: 日照規制の時間
※ 16: 日照規制の時間
※ 17: 日照規制の時間
※ 18: 日照規制の時間
※ 19: 日照規制の時間
※ 20: 日照規制の時間
※ 21: 日照規制の時間
※ 22: 日照規制の時間
※ 23: 日照規制の時間
※ 24: 日照規制の時間
※ 25: 日照規制の時間
※ 26: 日照規制の時間
※ 27: 日照規制の時間
※ 28: 日照規制の時間
※ 29: 日照規制の時間
※ 30: 日照規制の時間
※ 31: 日照規制の時間
※ 32: 日照規制の時間
※ 33: 日照規制の時間
※ 34: 日照規制の時間
※ 35: 日照規制の時間
※ 36: 日照規制の時間
※ 37: 日照規制の時間
※ 38: 日照規制の時間
※ 39: 日照規制の時間
※ 40: 日照規制の時間
※ 41: 日照規制の時間
※ 42: 日照規制の時間
※ 43: 日照規制の時間
※ 44: 日照規制の時間
※ 45: 日照規制の時間
※ 46: 日照規制の時間
※ 47: 日照規制の時間
※ 48: 日照規制の時間
※ 49: 日照規制の時間
※ 50: 日照規制の時間
※ 51: 日照規制の時間
※ 52: 日照規制の時間
※ 53: 日照規制の時間
※ 54: 日照規制の時間
※ 55: 日照規制の時間
※ 56: 日照規制の時間
※ 57: 日照規制の時間
※ 58: 日照規制の時間
※ 59: 日照規制の時間
※ 60: 日照規制の時間
※ 61: 日照規制の時間
※ 62: 日照規制の時間
※ 63: 日照規制の時間
※ 64: 日照規制の時間
※ 65: 日照規制の時間
※ 66: 日照規制の時間
※ 67: 日照規制の時間
※ 68: 日照規制の時間
※ 69: 日照規制の時間
※ 70: 日照規制の時間
※ 71: 日照規制の時間
※ 72: 日照規制の時間
※ 73: 日照規制の時間
※ 74: 日照規制の時間
※ 75: 日照規制の時間
※ 76: 日照規制の時間
※ 77: 日照規制の時間
※ 78: 日照規制の時間
※ 79: 日照規制の時間
※ 80: 日照規制の時間
※ 81: 日照規制の時間
※ 82: 日照規制の時間
※ 83: 日照規制の時間
※ 84: 日照規制の時間
※ 85: 日照規制の時間
※ 86: 日照規制の時間
※ 87: 日照規制の時間
※ 88: 日照規制の時間
※ 89: 日照規制の時間
※ 90: 日照規制の時間
※ 91: 日照規制の時間
※ 92: 日照規制の時間
※ 93: 日照規制の時間
※ 94: 日照規制の時間
※ 95: 日照規制の時間
※ 96: 日照規制の時間
※ 97: 日照規制の時間
※ 98: 日照規制の時間
※ 99: 日照規制の時間
※ 100: 日照規制の時間

用途地域 (特別用途地区)	
一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
特工	工業地域

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
20m①	20m 第1種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
25m①	25m 第1種高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
30m①	30m 第1種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
35m①	35m 第1種高度地区
35m②	35m 第2種高度地区

防火地域等の指定	
	防火地域
	準防火地域
	防火指定なし

新たな防火規制区域	
	新たな防火規制区域

風致地区	
	風致地区

- 注 意 事 項
- 本図は、用途地域、特別用途地区（＝特別工業地区）、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の略図を示したものです。詳細については、以下の窓口にご覧いただくことができます。
(1)練馬区都市整備部都市計画課（本庁舎16階）
(2)練馬区都市整備部都市づくり政策部都市計画課 都市計画相談担当（都庁第二本庁舎12階）
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定（等）は道路両側に指定されているものではなく、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです（30mのものは「≒30m」の表示があります）。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 - 詳細な情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。[https://www.city.nerima.jp/]「地図情報おねだり」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。